

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の  
公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に  
関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探  
索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定に  
より、公告する。

令和 7 年 2 月 25 日 青森地方法務局弘前支局 登記官 鈴木 一幸

記

- 1 手続番号 第 4202-2024-0002 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
弘前市大字清野袋二丁目 3 番 25